

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第 2 （第 6 条関係）

1 個人使用の場合の利用料金の上限額

区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般
普通利用料金の上限額（1 回 につき）		[略]	円 510	円 720
回数利用料金の上限額（6 回 につき）		880	2, 600	3, 650
定期利用料金の 上限額（1 シー ズンにつき）	競技関係者	3, 590	10, 480	14, 610
	その他の者	7, 170	20, 950	29, 230
附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1 回に つき）	[略]	440	600
	[略]			

[略]

2 貸切使用の場合の利用料金の上限額

区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円

改正後

別表第 2 （第 6 条関係）

1 個人使用の場合の利用料金の上限額

区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般
普通利用料金の上限額（1 回 につき）		[略]	円 520	円 740
回数利用料金の上限額（6 回 につき）		900	2, 660	3, 730
定期利用料金の 上限額（1 シー ズンにつき）	競技関係者	3, 670	10, 720	14, 950
	その他の者	7, 330	21, 430	29, 900
附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1 回に つき）	[略]	450	610
	[略]			

[略]

2 貸切使用の場合の利用料金の上限額

区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円

利用料金の上限額（１面につき１時間までごとに）		<u>13,620</u>	<u>27,280</u>
	その他の日	<u>10,220</u>	<u>20,460</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（１時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>32,890</u>	<u>65,780</u>
	その他の日	<u>26,300</u>	<u>52,620</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（１時間までごとに）	<u>730</u>	<u>1,500</u>
	得点表示盤（１式につき１時間までごとに）	<u>1,480</u>	<u>2,950</u>
	[略]		
[略]			

利用料金の上限額（１面につき１時間までごとに）		<u>13,930</u>	<u>27,910</u>
	その他の日	<u>10,450</u>	<u>20,930</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（１時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>33,650</u>	<u>67,290</u>
	その他の日	<u>26,900</u>	<u>53,830</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（１時間までごとに）	<u>750</u>	<u>1,530</u>
	得点表示盤（１式につき１時間までごとに）	<u>1,510</u>	<u>3,020</u>
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
 この条例は、令和７年４月１日から施行する。